

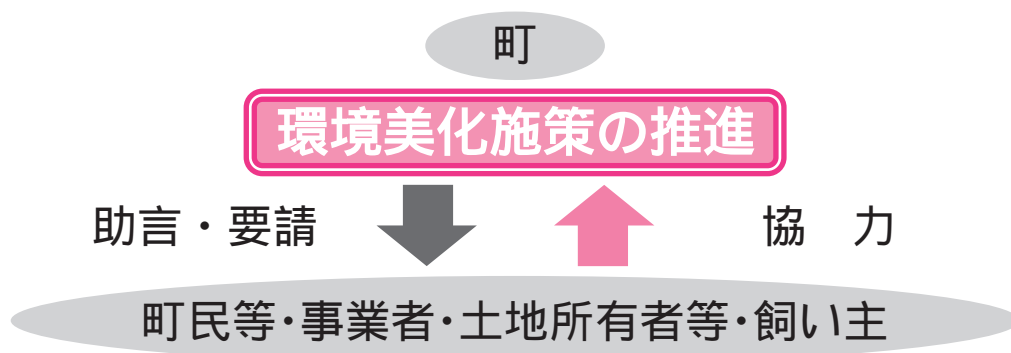
かさまつまちづくりガイド

—町が取り組む施策や事業について
わかりやすくご紹介します—

④ 笠松町美しいまちづくり条例ができました

平成18年10月1日施行

この条例は、空き缶などの散乱、喫煙および飼い犬などのふん害並びに雑草の繁茂^{はんも}の防止について必要な事項を定め、町民等、事業者、土地の所有者等と町が協働して、将来にわたり安全で快適な環境を保ち、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とします。



*次のように責務を明確にし、それぞれが協働して環境美化に取り組みます。

町民等

- 空き缶等の持ち帰り・回収容器への収納・散乱防止
- 喫煙マナーの徹底（歩行中の喫煙の自粛、吸殻を持ち帰り適切に処理）
- 清掃活動等への自主的な参加
- ごみステーションとその周辺の衛生管理

事業者

- 事業活動に伴って生じる空き缶等の散乱防止、消費者への啓発等
- 事業所周辺の清掃
- 町が実施する施策への協力
- 自動販売機設置業者 回収容器の設置・適正管理
- たばこ販売業者 喫煙マナーの啓発（歩行中の喫煙の自粛、吸殻を持ち帰り適切な処理）

土地の所有者等

- 所有地の清掃、良好な環境の保全（雑草の繁茂^{はんも}防止等）
- 町が実施する施策への協力

飼い主の責務

- 飼い犬等のふん害の防止（飼い犬等のふんの回収）

町

- 環境美化意識の啓発等の施策の実施
- 関係者に対する助言・協力等の要請

その他

- 『環境美化の日』の制定（空き缶等散乱防止と町民の関心と理解を深めるため）